

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 10 月まで
② 昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月まで

ねんきん特別便で初めて国民年金と厚生年金保険が重複している期間があることを知った。国民年金については、私の母が、厚生年金保険に加入していたことを知らずに、私のために保険料を納付し続けたと思われる。

社会保険事務所に確認したところ、重複していた国民年金の保険料については、昭和 48 年 6 月 25 日に還付済みであるとの回答であった。

しかし、私は受け取っていないし、当時同居していた母からも何も聞いていない。私にうそ偽りは決してありません。還付されたと言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和 45 年 6 月については、社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者とはなっていないが、当該期間は強制被保険者として国民年金の被保険者となるべき期間であり、保険料が還付される前には納付済期間となっていたことから、この期間については納付済期間とする必要がある。

一方、申立期間①、及び②のうち昭和 45 年 6 月を除く期間については、申立人が所持する国民年金手帳により国民年金保険料を納付していたことが確認でき、当該期間は厚生年金保険に加入している期間であることから、その保険料は還付されるべきところ、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、還付対象期間及び還付金額につ

いて記載されているとともに、同じく社会保険事務所が保管する還付整理簿には、還付対象期間及び還付金額について、還付決定日及び還付支払日とともに記載されており、この記載内容に不合理な点も無いことから、これら還付金の処理手続に関する記録は、上記期間に係る保険料が申立人に還付されたことを裏付けるものであり、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から同年 6 月まで

健康保険及び厚生年金保険を喪失したら国民健康保険と国民年金に加入をして保険料を納付するのが当然だと考えていたので、国民年金に加入をして保険料を納付したと思う。また、納付できない場合は免除申請をした時期もあるが、それ以外はすべて納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間については保険料をすべて納付している。

また、保険料の納付状況をみると、昭和 48 年 2 月から 49 年 2 月までの期間については、納期到来前に納付されており、国民年金に任意加入した 53 年 2 月から 54 年 10 月までの期間についても、納期到来前又は当該年度内に納付されている。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者名簿（マイクロフィルム）によれば、厚生年金保険への加入期間であるにもかかわらず、昭和 49 年 3 月から同年 12 月までの期間、54 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料を納付し、その後還付を受けているほか、厚生年金保険からの切替手続も適正に行われている上、平成 4 年 1 月及び同年 2 月については申請免除されているなど、申立人の年金制度に対する関心は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から同年12月までの期間及び54年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年10月から同年12月まで
② 昭和54年10月

私が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和49年12月以降の国民年金保険料については、私が妻の保険料と一緒にA銀行B支店で納付したが、妻の同期間が納付済みで、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、昭和49年12月に国民年金に加入して以来、厚生年金保険に加入する直前の54年10月までの期間及び61年5月から平成11年4月までの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦共に国民年金保険料の収納年月日の記録がある昭和50年1月から52年12月までの期間及び平成8年4月から11年4月までの期間については、申立期間①を除き、いずれも夫婦同一年月に納付している記録となっているなど、申立人の主張するとおり、夫婦一緒に保険料を納付していた状況がうかがえる。

さらに、昭和53年1月から54年9月までの保険料については、夫婦同一年月に納付はしていないものの、夫婦共に納期到来前に納付済みとなっていることから、申立人の納付意識は高いものと考えられる。

加えて、C市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、申立期間②は国民年金の加入期間であるのに納付不要を意味する記載がなされていることから、名簿の管理が十分になされていなかった可能性もある。

しかも、上記の保険料の納付状況から勘案すると、申立期間①及び②について、妻の分は納付済みであるのに、申立人が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月から同年 11 月まで

A 市で国民年金保険料を納めていた。27 年も前の国民年金保険料の納付に関する資料などあるわけも無く、記憶が無いのも当然のことである。

未納となっている国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び免除期間を除き、国民年金加入期間については保険料をすべて納付している上、厚生年金保険との切替手続も適切に行っている。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号の払出日は昭和 58 年 8 月 6 日と確認でき、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から同年6月27日まで
社会保険事務所の記録ではA社C支店での厚生年金保険の資格取得日は昭和25年6月27日となっている。

当該事業所の人事記録から、入社日が昭和25年2月1日であることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録（従業員名簿）及び雇用保険の加入記録等により、申立人は、昭和25年2月1日からA社C支店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記人事記録によると、申立人は、A社C支店に昭和25年2月1日に採用されてから35年6月に同社D支店に異動するまでの期間は、申立人の所属部署及び業務内容に変更が無かったことが確認できる。

さらに、A社C支店に勤務していた申立人の妻は、入社年月日は確認できないものの、昭和24年3月に高校を卒業して、同支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年6月1日に被保険者となっていることから、申立人について、入社後4か月以上厚生年金保険に加入させていなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和25年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に、資格喪失日に係る記録を52年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を46年10月から47年9月までは7万2,000円、同年10月から48年9月までは9万8,000円、同年10月から50年9月までは10万4,000円、同年10月から51年9月までは15万円、同年10月から52年2月までは17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から52年3月2日まで

私は、厚生年金保険の被保険者期間について、社会保険事務所に照会したところ、昭和46年10月から52年3月までA社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。

A社には、工場長を経験するなど長年勤務しており、厚生年金保険に加入しているはずで、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の業務内容に関する記憶から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、事業主は現在海外に居住し、病気であることから、意見を聴取することができないが、事業主の息子は、「申立期間当時、A社で一緒に働いており、申立人は正社員で厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたはずである。」と回答している上、元同僚も「申立人は、正社員で厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言しており、申立期間において厚生年金保険の記録が継続していることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当時の同僚の社会保険事務所の記録から、昭和46年10月から47年9月までは7万2,000円、同年10月から48年9月までは9万8,000円、同年10月から50年9月までは10万4,000円、同年10月から51年9月までは15万円、同年10月から52年2月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に確認はできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年10月から52年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B支社において、昭和48年4月1日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から48年3月までは6万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年4月1日まで

私は、父がC市内の事業所の専務をしていたことなどから、高校卒業後、修行のために5年間、D市のA社B支社で勤務することとなり、昭和43年4月から48年3月まで勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和47年4月1日とされ、同年4月から48年3月までの期間が厚生年金保険の加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

E健康保険組合が保管する被保険者名簿、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言から、申立人が昭和48年3月31日までA社B支社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和47年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかし、上記原票には、申立期間内である昭和47年10月の標準報酬月額の定時決定が行われていることが確認できる。この定時決定の記録を前提とすると、申立人が同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が昭和 48 年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する昭和 48 年 4 月 1 日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和 47 年 4 月から同年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 48 年 3 月までは 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和36年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和29年4月1日にA社に入社し、会社が倒産した61年5月までの間、継続して勤務していた。36年3月1日に同社B支店から同社本社に転勤しているが、社会保険庁の記録によると、本社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年4月1日になっており、1か月間の空白期間が生じているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持する職員名簿の写し及び同僚が所持するA社の社内報から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和36年3月1日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社本社における昭和36年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和47年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月1日から48年8月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会をしたところ、A社本社において昭和47年10月1日資格喪失、同社B支社において48年8月1日資格取得となっており、申立期間が空白となっている。

A社には、昭和33年4月に入社してから、平成13年11月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずだから申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び申立期間当時の同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務しており（昭和47年10月1日にA社の労働組合専従職員から同社B支社に復職）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和48年8月の社会保険事務所の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 21 日まで
私は結婚により会社を退職した。そのとき、年金は老後に頂くものだ
とと思っていたので脱退届などは提出しなかった。
だれが届け出たのかいまだに分からないが、脱退手当金は1円たりと
も受け取っていない。
約 17 年も年金を掛けたのに泣き寝入りはしたくないので、記録を訂
正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の社会保険庁からの通知によれば、脱退手当金が支給されている場合、再交付する厚生年金保険被保険者証にも脱退手当金が支給されたことを示す表示をすることとされていたところ、申立人が所持する再交付された厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が無い上、当該被保険者証を再交付した社会保険事務所において、上記通知と異なる取扱いが行われていたと認めるに足りる事情は無い。

また、申立人が昭和 47 年 3 月に別の事業所へ就職した際の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間と同一であり、申立人が当該事業所に対し、申立期間である厚生年金保険被保険者期間があることを自ら伝えたものと考えられることから、この時点において申立人は申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を受給していたとは考え難い。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳には、本来、社会保険庁から社会保険事務所に対し、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を

回答した旨の記載がなされるべきところ、申立人に係る同台帳にはその記録が無い。

加えて、社会保険庁のオンライン記録上、支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額より 117 円多い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

宮城厚生年金 事案 847（事案 19 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（昭和 37 年 1 月 1 日に B 社から名称変更。C 区）における資格取得日に係る記録を昭和 36 年 7 月 10 日、資格喪失日を 38 年 8 月 1 日、A 社（D 市）における資格取得日に係る記録を同年 8 月 1 日、資格喪失日を同年 10 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、36 年 7 月から 37 年 7 月までは 1 万円、同年 8 月から 38 年 7 月までは 1 万 8,000 円、同年 8 月及び同年 9 月は 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 10 日から 38 年 10 月 1 日まで
A 社に勤務した期間の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。
在職中の給与支払明細書等は保管していないが、当時の同僚の氏名も記憶しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 2 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人と同様に夜間高校に通学しながら A 社に勤務していたという同学年の同僚の存在が判明したところ、当該同僚は、入社当初から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、複数の同僚から、申立人が昭和 36 年 7 月から A 社に勤務していたとの証言が得られた。

さらに、社会保険庁の記録では、A社は昭和38年8月1日にC区からD市へ、厚生年金保険の適用事業所を移動させているところ、申立人が記憶している当時の同僚のうち、A社（C区）で被保険者資格を取得している者13人は、すべて同日付けで同社（C区）における被保険者資格を喪失し、同日付けで同社（D市）において被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、昭和38年10月1日にE社に移籍するまで、A社に継続して勤務し、移籍後も夜間高校に通学しながら勤務していたと述べており、この事実経過の説明は、具体性が有る上、同僚の中にE社に移籍するまで被保険者資格が継続している者が確認できることから、申立人は、同年9月30日までA社に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同学年の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和36年7月から37年7月までは1万円、同年8月から38年7月までは1万8,000円、同年8月及び同年9月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に解散しており、事業主に確認することはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年7月から38年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月30日から同年2月7日まで

B社から、私の厚生年金保険の加入期間について、昭和47年1月30日にA社D支店での資格を喪失して、同年2月7日に同社C支店での資格を取得しているため、1か月の空白期間が生じているとの話があった。

A社には昭和42年4月に入社してから平成11年3月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管している申立人に係る従業員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和47年1月30日にA社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間の前後の社会保険事務所の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年8月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

B社から、私の厚生年金保険の加入期間について、昭和46年8月31日にA社本店での資格を喪失して、同年9月1日に同社C支店での資格を取得していることから、1か月の空白期間が生じているとの話があった。

A社には昭和29年4月に入社してから62年6月に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管している申立人に係る従業員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和46年8月31日にA社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立期間前後の社会保険事務所の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

宮城国民年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から 60 年 3 月まで
申立期間の国民年金保険料は、自分で A 町（現在は、B 市）役場に行き納付した。
役場で、保険料の納付を示す○が付いているチェック表を見せてもらったことがあるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び B 市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は昭和 56 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、次に国民年金被保険者資格を再取得したのは 60 年 4 月 1 日となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、資格喪失後、再取得までに加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、申立期間は未加入期間と考えられることから、納付書の発行及び納付勧奨は行われなかったものとみられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年4月までの期間及び50年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年4月から48年4月まで
② 昭和50年5月から同年10月まで

申立期間①については、A事業所に勤務していた。

申立期間②については、B事業所に勤務していた。

いずれの期間も自分でC市役所に行き、国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料は、市役所からカップが来た都度、D銀行E支店で納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は昭和51年2月27日に払い出されていることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録、C市が保管する国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、50年11月27日に任意で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間当時、加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、申立期間①及び②については未加入期間と考えられることから、納付書の発行及び納付勧奨は行われなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から8年6月1日まで

私は、A社の代表取締役として会社を経営していたが、申立期間について自分の厚生年金保険に係る標準報酬月額が引き下げられている。

当時、厚生年金保険料を滞納気味で、社会保険事務所の職員2名が保険料の納付期日の近くになると来社して、納付時期等について協議していたが、標準報酬月額を引き下げた記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の商業登記簿謄本により同社の代表取締役であったこと、及び社会保険庁の記録により厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その前の期間より低い額に改定されていることが確認できるが、いずれもさかのぼって訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点はみられない。

このほか、A社は既に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 20 日から 7 年 1 月 9 日まで
私は、社会保険庁の 2 万件調査として申立期間の事情聴取を受けた。
申立期間は、A社において、船に乗る前の短期間だけ従業員として雇用された。当時、待機手当金として 30 万円ぐらいの給与を支給されていたが、社会保険庁の標準報酬月額の記録では 14 万 2,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、20 万円（平成 6 年 10 月 19 日処理）と記録されていたが、14 万 2,000 円（平成 6 年 10 月 27 日処理）に訂正処理されていることが確認できる。

しかし、当該標準報酬月額の訂正処理について、当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、標準報酬月額を 14 万 2,000 円に訂正していることが確認できる上、事業主は「乗船待機期間中、会社の健康保険に加入したいという申立人の強い要求があり、社会保険に加入させた。その際、本人負担は少ない方がよいとの申立人の希望を受けて、標準報酬月額を 20 万円から 14 万 2,000 円に訂正したと記憶している。給与の 30 万円は申立人の勘違いだと思う。」旨回答している。

また、当時、申立人と同様に乗船待機期間中であつた同僚の標準報酬月額の記録は 12 万 6,000 円であり、当該同僚は、「自分の当該期間の標準報酬月額に関して別段疑念を持っていない。」としている。

さらに、申立人は申立期間当時の給与額は 30 万円ぐらいであったと主張しているところ、給与明細書、源泉徴収票等を所持していないことから給与額を確認できない上、事業所においても賃金台帳等は保管されておらず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月16日から5年3月1日まで

私は、平成4年9月16日から8年3月31日まで、A事業所に勤務した。

平成4年9月は、A事業所の同年10月運営に向けての事前準備作業を行い、それ以降は、受付、関係機関への連絡などが主な仕事であった。

私は、当時のことを綴った日誌やA事業所が発行した辞令を所持しており、私が勤務していたことは確かなのに、平成4年9月16日から5年3月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が所持しているA事業所からの委嘱状及び日誌並びに同僚等の証言から、申立人は、申立てに係る事業所に嘱託職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社会保険事務所が保管しているC機関の調査についての記録票によると、平成7年3月6日に、C機関によってA事業所における臨時職員等の社会保険適用状況について調査があり、申立人について社会保険への加入が必要であるとの指摘を受けた記録がある。

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成5年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、その処理年月日は7年4月13日と記録されている。

これは、厚生年金保険料は、納付期限より2年を経過すると時効となり、保険料を納付することができなくなることから、A事業所がC機関からの上記指摘を受けて、保険料の納付が可能な平成5年3月1日までさかのぼ

って厚生年金保険の加入手続を行ったと推認される。

また、A事業所は、「平成7年度以前については厚生年金保険の届出は行っていないと思われる。申立期間の保険料の控除及び納付は行ってない。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。